

「第3次自転車活用推進計画（素案）」に関する意見募集について

令和8年1月8日
自転車活用推進本部事務局

極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど様々な課題に対応するため、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）が平成29年5月1日に施行されました。

自転車活用推進計画は、この基本理念に加え、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるという法の目的ののっとり、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第9条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けるものです。これまで、令和3年に策定された第2次自転車活用推進計画に基づいて、関係府省庁・官民が連携しながら取り組んできたところです。現行の第2次計画については、計画期間が令和7年度までとされていることから、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、「第3次自転車活用推進計画」を策定することとしております。同計画の策定に向けて、令和7年3月から「自転車の活用推進に向けた有識者会議」において検討を進めてきたところであり、同会議における検討を踏まえ、「第3次自転車活用推進計画（素案）」を作成しました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

<意見募集要領>

1. 意見募集の対象

第3次自転車活用推進計画（素案）

2. 意見募集期間

令和8年1月8日（木）から令和8年2月6日（金）まで（必着）

3. 意見の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

（2）意見提出様式により提出する場合

別添の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で日本語にてご意見を提出願います。

（件名に「第3次自転車活用推進計画（素案）」に関する意見」と明記ください。）

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

アドレス：hqt-bicycle□gxb.mlit.go.jp（□を@に変えて送信してください。）

国土交通省 道路局 自転車活用推進本部事務局 宛

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 道路局 自転車活用推進本部事務局 宛

4. 注意事項

- (1) いただいたご意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見は対応いたしかねますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容等については無効といたします。
- (5) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、第3次自転車活用推進計画（素案）に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

お問い合わせ先

国土交通省 道路局 自転車活用推進本部事務局

電話 03-5253-8111（内線 38-225、38-128）